

特許判例紹介

平成 29 年（行ケ）第 10127 号

— 抽象的な構成要件についての明確性と実施可能要件 —

2018年9月3日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

「発光装置と表示装置」との名称の特許第 5610056 号の特許権に関して、特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟。争点は、数値等により客観的に特定されていないクレームの構成についての明確性及び実施可能要件。判決では、明細書に記載された本構成の技術的意義から見て、明確性要件及び実施可能要件は満たすと判断された。

■本件発明

【請求項 1】

窒化ガリウム系化合物半導体を有する LED チップと、該 LED チップを直接覆うコーティング樹脂とを有する発光ダイオードであって、

前記コーティング樹脂には、該 LED チップからの第 1 の光の少なくとも一部を吸収し、波長変換して前記第 1 の光とは波長の異なる第 2 の光を発光する、Y、Lu、Sc、La、Gd 及び Sm からなる群から選ばれた少なくとも 1 つの元素と、Al、Ga 及び In からなる群から選ばれる少なくとも 1 つの元素を含んでなる Ce で付括されたガーネット系蛍光体が含有されており、

前記 LED チップは、その発光層が In を含む窒化ガリウム系半導体で、420～490 nm の範囲にピーク波長を有する LED チップであり、前記コーティング樹脂中の前記ガーネット系蛍光体の濃度が、前記コーティング樹脂の表面側から前記 LED チップ側に向かって高くなっていることを特徴とする発光ダイオード。

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部長 弁理士

食品×医療支援室長 中尾 守男 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : iplaw-ky@harakenzo.com

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。

是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。